

		1. 令和6年度新学援助制度の実施について 3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																			4. 就学援助率									
		(1) 令和6年度当初における重要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																												
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ 市区町村長の裁量 ウ 市区町村長の裁量 エ 国民年金料の免除 オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予 カ 児童扶養手当の支給 キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者 ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者 ケ 個人の事業税の減免 コ 固定資産税の減免 サ 学級納付金の納付状況が悪い者または授業料、教材費、被服費等が多い者 シ 特別支援教育の必要と認められる者 ス 生活保護法に基づき生活保護を受けている者 セ 生活保護法に基づき生活保護を受けている者 タ 生活保護法に基づき生活保護を受けている者 チ 特別支援教育の必要と認められる者 ツ 市区町村長の裁量 テ 市区町村長の裁量 ト 市区町村長の裁量 その他																			(2)(1)でついで又は子に○をした場合 た等 市区町村長裁量 合、生活保護法に基づき生活保護を受けている者(倍率)		(3)(1)でついで又は子に○をした場合 た等 市区町村長裁量 合、生活保護法に基づき生活保護を受けている者(倍率)		(4)(1)でついでと回答した場合、その他の基準の内容		(5)補足事項		令和5年度	
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ 市区町村長の裁量 ウ 市区町村長の裁量 エ 国民年金料の免除 オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予 カ 児童扶養手当の支給 キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者 ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者 ケ 個人の事業税の減免 コ 固定資産税の減免 サ 学級納付金の納付状況が悪い者または授業料、教材費、被服費等が多い者 シ 特別支援教育の必要と認められる者 ス 生活保護法に基づき生活保護を受けている者 セ 生活保護法に基づき生活保護を受けている者 タ 生活保護法に基づき生活保護を受けている者 チ 特別支援教育の必要と認められる者 ツ 市区町村長の裁量 テ 市区町村長の裁量 ト 市区町村長の裁量 その他																			係数(倍率)		係数(倍率)		(4)(1)でついでと回答した場合、その他の基準の内容		(5)補足事項		令和5年度	
24	24	12	12	11	11	11	14	8	2	8	10	3	1	7	10	9	4	10	9	4	9	22	0	9	0	24				
徳島県	徳島市																										15%未満			
徳島県	鳴門市																										15%未満			
徳島県	小松島市																										15%未満			
徳島県	阿南市	○					○																				15%未満			
徳島県	吉野川市																								○		15%未満			
徳島県	阿波市																								○		重要保護の認定に「特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準見直し表」を利用			
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○											○	15%未満		
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	ソで、1.3倍以上1.5倍未満の経過期間の場合2年間に限り認定		
徳島県	勝浦町	○	○	○	○	○	○	○							○	○											1.3	15%未満		
徳島県	上勝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	35%未満		
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○							○	○											1.3	10%未満		
徳島県	石井町																										1.3	10%未満		
徳島県	神山町																									○		選択職(学)に該当するが、用いた学費は平成24年12月末日現在のもの、倍率は1.3倍。		
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○											1.3	15%未満		
徳島県	牟岐町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○											1.3	保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化をまじ、生活が困難と認めらる者。		
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	教育委員会が援助を必要であると認める者		
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○											1.3	20%未満		
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○											1.3	20%未満		
徳島県	北島町																										1.3	10%未満		
徳島県	藍住町						○																				1.3	15%未満		
徳島県	板野町																										1.3	15%未満		
徳島県	上板町																										1.3	20%未満		
徳島県	つるぎ町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○											1.2	15%未満		
徳島県	家みよし町		○				○																			○	1.3	住居税前課税世帯を認定基準とするが、生活保護基準を参考にし、児童扶養手当の受給、民生委員の調査や医師の診断書等、家庭の状況を確認して教育委員会において判断する。		

